

WEST19 庁舎冷却塔冷却水配管修繕業務 仕様書

標記の業務にかかわる仕様は、以下のとおりとする。

1 履行期間及び履行場所

- (1) 履行期間
履行場所契約締結日から令和5年11月30日まで
- (2) 履行場所
札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 庁舎

2 担当課

札幌市保健福祉局保健所健康企画課（担当：尾松）
電話 011-622-5151

3 業務内容

屋上に設置されている冷却塔の冷却水配管のうち経年劣化及び腐食している部分（別紙資料参照）の修繕及び塗装を行う。

4 業務履行上の留意点

- (1) 作業を行う日時をあらかじめ担当課に連絡し、了承を得ること。
- (2) 業務の実施に当たっては、本仕様書による他、関係法令を遵守すること。
- (3) 上記1の期間のうち、WEST19 庁舎において業務を実施する期間については、業務の遂行を指揮監督する業務責任者を1名配置し、業務を履行すること。
- (4) 業務の実施に必要な工具・機器・ウエス等消耗品類、照明器具、安全機器設備の手配・配置等は受託者負担とする。
- (5) 業務の履行にあたり、委託者の施設、設備、備品等に損害を与えた場合は、原状に復さなければならない。
- (6) 受託者は、作業の実施にあたる従事者の安全を確保し、事故防止に十分注意し、事故に対する一切の責任を負うものとする。
- (7) 従事者は、常に清潔な制服（作業服）を着用し、身分を証明できるものを携帯すること。
- (8) 作業完了時は作業現場の後片付けを行うこと。
- (9) 業務において産業廃棄物が発生した場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等（マニフェスト制度）に基づき受託者が適正に処分すること。
- (10) 業務完了後、受託者は速やかに完了届及び作業報告書（様式任意）、作業写真（作業前、作業中、作業後の工程が確認できる写真）を提出し、委託者の検査を受けて合格しなければならない。

5 秘密の保持

受託者は、業務遂行上知り得た事項を他に漏らし、または利用してはならない。

6 環境負荷軽減に関する事項

本業務履行において、受託者は札幌市が運用している環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。また、エコドライブ等の推進に努めること。

7 その他

この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議のうえ定めることとする。